

# 令和 8 年度 都市建設部小規模土木工事等登録制度要領

## 1 制度

この制度は、安曇野市 都市建設部が発注する工事のうち、営繕工事や緊急工事を除き、施工規模（各種実施数量や工数、施工に要する期間等をいう。以下同じ。）が比較的小さな土木工事（以下、小規模工事という。）について、市内事業者の受注機会を拡大することにより、市経済の活性化を図ることを目的として定めるものである。

また、本制度にて定める見積業者順番表（以下、順番表と言う。）により、見積依頼の基本方針を定め、受注の透明性の確保を図るものである。

## 2 対象となる契約

この制度により契約できる工事については、その技術的内容が比較的に容易で、履行が確保されるものとし、安曇野市財務規則第 119 条の 3 第 1 項第 5 号の規定により、適正な単価により査定可能なものに限る。

## 3 見積依頼業者選定方法

順番表にもとづき、見積依頼業者を選定する。

## 4 順番表登録要件

この制度に登録できる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 安曇野市建設工事入札参加資格者一覧に登録されている者※
- (2) 市内に事業所（本社）を有する者※  
※ただし、安曇野市の市道除雪融雪業務受託者並びに交通安全施設整備業者はこの限りではない。
- (3) 履行にあたり必要となる資格、許可等を有する者
- (4) 自社において施工能力を有し、市内全域を施工できる者（一括下請の禁止）
- (5) 夜間、緊急、災害時に出動できる者

## 5 提出書類

- |   |     |
|---|-----|
| (1) 都市建設部小規模土木工事等登録申請書（様式第 1 号）                         | 1 部 |
| (2) 〃（様式第 1 号—1）  | 1 部 |
| (3) 建設業許可の写し  | 1 部 |
| (4) 所有重機の写真（社名記載が確認できるよう撮影）                             | 適宜  |
| (5) 土木施工管理技士（1・2 級）資格証の写し<br>（資格者が複数の場合、1 人 1 部の提出とする。） | 1 部 |

## 6 提出方法 持参または郵送に限る。

7 受付期間 令和8年2月18日(水)～令和8年3月6日(金)まで  
(土・日を除く)

8 受付時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く)

9 受付場所 都市建設部維持管理課維持担当 TEL0263-71-2425(直通)

10 登録有効期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

#### 11 注意事項

- (1) 工事の見積業者として、順番表より選定された場合は担当者から連絡をさせていただきます。なお、選定された場合でも都合により見積書の提出を年2回まで辞退することができます。  
辞退される場合は担当者へ連絡願います。年2回以上辞退した場合、登録を抹消することがあります。
- (2) 契約については、原則として見積書提出後、担当者の査定を受けたのち査定額と見積額を比較し、安価金額にて契約となります。見積額と査定額に著しく差がある場合、担当者との協議となります。なお、契約履行期限内にしゅん工書類が提出されない等の場合、登録を抹消することがありますので厳守願います。
- (3) 受注希望者の追加募集は、毎年2月から3月頃に行います。ただし、登録期間は令和9年3月31日までとなります。
- (4) 11-(1)のとおり年2回以上工事受注及び見積書の提出を辞退した場合、有効期間内でも登録を抹消することがあります。
- (5) 一括下請は禁止です。自社施工ができる方のみ登録となります。  
(工種の一部下請は可能。ただし、監督員が認めたものに限りです。)
- (6) 登録申請書の記載事項に虚偽があった場合、登録を抹消します。
- (7) 登録後、登録内容に変更が生じた場合、速やかに様式第2号(変更届)を提出願います。
- (8) 本申請書の審査は都市建設部維持管理課にて行います。
- (9) 市道除雪融雪業務受託者には優遇措置を講じます。
- (10) 本申請書を提出しても、順番表への登録及び工事契約をお約束するものではありませんので注意願います。
- (11) 選考結果は、3月末までに郵送により通知します。
- (12) 登録後、自社の都合により登録を取り消す場合、様式第3号(抹消届)を提出願います。